

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2026年
2・3月号
No.384

従業員の退職金準備は とく たい きょう 特退共 特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



企C-2025-0007(2025年7月29日)P6965



令和8年 北沢法人会
 第8回 **税金クイズ大会**
会員勸奨表彰式
新年賀詞交歓会

第47回
 せたがや梅まつり 税金クイズ

New 特集 **「Close-up」** No.6
クローズアップ
スフィーダ世田谷FC

稲田能彦 代表
 キャプテン 柏原美羽 選手
 10番・田口茉亜紗 選手



公益社団法人北沢法人会 今後の予定

- 3月27日(金)、4月10日(金)、5月15日(金) 13:00~16:00
税理士相談(参加者募集中) / 北沢法人会館 税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談ののってくれます!
※お申し込み詳細は北沢法人会へお気軽にお問い合わせください。
- 3月18日(水)、19日(木) 9:00~12:00 CSKクリニック健康診断(参加者募集中) / 昭和信金本店(下北沢)
年に1度は健康診断を受けましょう
- 4月21日(火) 13:30~16:00 決算法人説明会(参加者募集中) / 北沢法人会館
決算をむかえる法人の方へ、税金の申告、納付について、税理士会の税理士、北沢税務署の職員がわかりやすく解説!

- 5月21日(木) 13:30~16:00 新設法人説明会 / 北沢法人会館
法人を設立した方へ「法人税」「消費税」「源泉所得税」の計算、申告・納付に至るまでをわかりやすく解説!
- 5月25日~7月6日 毎週月・木 18:00~20:00
簿記講習会初級コース / 北沢法人会館
全経商業簿記講座3級程度の内容です。合格を目指しましょう!
税理士会の税理士がわかりやすく解説!

※お申込みお問合せは北沢法人会までお気軽にどうぞ。
Tel. 03-5450-7121 HP
Fax. 03-5450-7122 Mail
mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp

お知らせ

平素は法人会の事業に対して、深いご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。4月は会費納入月です。よろしくお願い申し上げます。

- ①「口座からの自動引落し」→ 4月15日
- ②「請求書による振り込み」→ 4月中旬に請求書がお手元に届きます。お手続きのほどよろしくお願い申し上げます。

女性部会

あしなが育英会へ寄付のご報告

あしなが育英会への寄付にご協力をいただいたみなさま、誠にありがとうございました。みなさまのお気持ちは、67,000円の寄付としてお届けしました。女性部会は、これからも子どもたちの学びを支える活動を続けてまいります。今後とも本活動へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



ほうじん北沢

2026年 2・3月号 No.384
公益社団法人 北沢法人会 広報誌 第384号
令和8年3月1日発行



梅ヶ丘駅から徒歩2分「北沢法人会館」

CONTENTS

今後の予定 / コンテンツ 1

New 特集 「Close-up」No.6 スフィーダ世田谷FCインタビュー
稲田能彦 代表、キャプテン柏原美羽 選手、10番・田口茉亜紗 選手 2~4

令和8年度 税制改正大綱 5-6

令和8年 北沢税務署への新年挨拶 / 全法連・東法連共催 新年賀詞交歓会 7

北沢税務協力団体主催「新年賀詞交歓会・懇談会」 8

令和8年 北沢法人会 第8回税金クイズ大会・会員勲褒表彰式・新年賀詞交歓会 9-10

第47回 せたがや梅まつり 税金クイズ 11

令和7年度、新入会員紹介 / 世田谷都税事務所からのお知らせ 12

北沢税務署からのお知らせ 13-14

連載 経理の知識 税理士 川辺洋二 15

連載 大切です!就業規則 第88回 社会保険労務士 斉藤信之 16

連載 No35ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 水口瑛介 17

会員紹介 KCネパール&インドカレー店 山脇浩子 (株)Party 18

支部・部会・委員会活動 代沢・代田支部 明大前支部 桜上水支部 南鳥山・粕谷支部 19

明大前・梅丘支部合同 梅丘支部 経堂支部 20

青年部会 女性部会 21

スフィーダ世田谷



New 特集 「Close-up」 No.6
クローズアップ

FC 昨年、北沢法人会に入会された女子サッカー「スフィーダ世田谷FC」。2021年になでしこリーグ1部へ昇格し、2022年には初優勝を果たしました。今回は夜間練習場のクラブハウスにて、練習前に柏原キャプテン(写真右)、10番・田口選手(写真左)、そして稲田代表へインタビューを行いました。

■世田谷をもっと楽しくするチーム

広報委員:今回は大変お忙しい中、ご協力いただきありがとうございます。インタビュアーを務めます、北沢法人会広報委員の飯塚と村上です。よろしくお願いいたします。

前半は、スフィーダ世田谷FCのキャプテンでミッドフィルダーの柏原美羽さん、背番号10番で同じくミッドフィルダーの田口茉亜紗さんにお話を伺います。後半は代表の稲田能彦さんにお話を伺います。

飯塚:サッカーを始めたきっかけは何ですか。

柏原:私は三姉妹の末っ子で、長女がサッカーをしており、ついて行っているうちに楽しくなって、私も始めました。

田口:私も兄がサッカーをしていて、ついて行って見ているうちに楽しそうだと思い、自分もやってみたくて始めました。

飯塚:お二人ともユース出身ですよね。スフィーダ世田谷を選んだ理由は何ですか。

田口:小学校チームのとき、1つ上の先輩がスフィーダ世田谷のジュニアユースに入っていて、いいなと思ったのがきっかけ

です。

柏原:小6の頃、東京都の選抜チームに入っており、今後の進路を考えていたときにチームメイトに誘われて入りました。

飯塚:チームの強みは何だと思いますか。

柏原:スフィーダは「縦に速いサッカー」をプレースタイルに掲げています。ただ速いだけでなく、正確さや強さを伴った速さを目標にしています。

田口:足の速い選手が多く、サイドにも配置しているため突破力があります。なでしこリーグの中でも平均的に速い選手が多いと思います。

飯塚:そうなんですね。今度試合を見るときは、その点を意識して見てみようと思います。

村上:去年のキャッチコピーに「走破」とありましたが、これは誰が決めているのですか。

柏原:稲田さんやスタッフが決めています。毎年変わりますが、チームから説明があり、みんなでそのスローガンに向かって一つになります。



左から、田口選手、今年就任の濱田監督、柏原選手。



インタビューに答える稲田代表



トレーニングウェアの各スポンサー



インタビューに参加した広報委員と、稲田代表。

飯塚:競技と仕事・学業の両立は大変ですよ。週何日練習していますか。また工夫していることはありますか。

柏原:練習は火・水・木・土・日の週5日です。

田口:大変ではありますが、中学生の頃からこの生活なので慣れてます。

柏原:競技と仕事は切り分けて考えるようにしています。仕事中はサッカーのことを考えず仕事に集中し、終わったらサッカーに集中する。そうすることで、どちらにも全力で取り組めると思います。

村上:お休みの日はどのように過ごしていますか。

柏原:車で遠出をします。千葉や山梨に行きます。ほうとうが好きで、フルーツ狩りにもよく行きます。

飯塚:これからサッカーを始める女の子に、どんな言葉をかけますか。

田口:まだ22歳ですが、一生の友達ができると感じています。ずっと関わっていける深い友達ができるのは、チームスポーツだからだと思います。

柏原:女子サッカーは中・高校で続けられる環境が少ない面もありますが、今は大人になっても続けられる環境があります。「続けることをやめないでほしい」。私たちも女子サッカーをもっとメジャーにできるよう頑張りますので、未来の子どもたちにも希望を持ってほしいです。

飯塚:応援してくれる方々へメッセージをお願いします。

柏原:スフィーダ世田谷は、「スフィーダ(挑戦)を通じて世田谷をもっと楽しくする」というビジョンを掲げています。ワクワクするプレーで応えていきたいです。

田口:勝負事なので常に勝てるわけではありませんが、応援して下さる方々の存在が私たちの力になっています。一つでも多く勝ち、みんなで笑い合えたらうれしいです。応援よろしくお

願います。

■後半 稲田代表インタビュー 始まりは町のサッカーチーム

広報委員:それでは後半に進みます。稲田代表、シーズン中のお忙しい中、ありがとうございます。

稲田:2026年度シーズンは2月1日スタートで、契約関係などはそこから始まっていますが、実際に試合が始まるのは3月15日です。

飯塚:クラブ設立から25年を迎えました。創設当初と比べると女子サッカー人口も増え、世界的な選手も登場するなど、ますます盛んになっています。

これまでのご苦労や想い、そしてこれからの展望についてお聞かせください。

稲田:代表に就任したのは2007年です。当時は町のサッカークラブで、スタッフもボランティアという状況でした。

2011年に全国リーグへ昇格しましたが、東日本大震災が発生し、開幕が大幅に遅れました。その後は電力不足で夜間照明が使えず、練習場も使用できなくなりましたが、照明器具を借りて祖師谷公園などで練習を行っていました。

現在であれば、そうした状況ではレギュレーション上、上位リーグに進むことは難しいと思います。

そうした中、2011年のFIFA女子ワールドカップで日本が優勝し、「なでしこ」という名称で女子サッカーが一気に全国へ認知されました。それまでは地域を回っていても「女子サッカーがあるのですか」と言われる状況でした。

代表としてまず取り組んだのは、女子サッカーを知っていただくことです。祖師谷の商店街を回り、ウルトラマン商店街のロゴをユニフォームに掲出していただけるとお願いしました。さらに清掃活動も実施しました。ロゴを付けた若者が清掃活動

を行うことで目立ち、少しずつ地域の皆さまに知っていただけるようになりました。

全国リーグを戦うクラブは、男子がアマチュア含め76チーム。女子はWEリーグ・なでしこリーグ1・2部で計36チームあり、男女合わせて約112チームあります。その中で、全員が町クラブの中学1年生からやってきているのはうちだけなんです。

男子は企業チームも多く、トップチームを作ってから下部組織を整える形が一般的ですが、私たちは下から積み上げてトップチームを作りました。これがスフィーダの特徴です。

飯塚:ユース育成がしっかりしているのは、そうした背景があるのですね。

稲田:はい。私たちはそこからスタートしています。

岡本:全国からトップチームを目指して来る選手も多いと思いますが、女子チームの場合、働く場の確保も重要ですよ。

稲田:時間的にも経済的にもストレスを少なくし、サッカーに集中できる環境が大切です。そのため、私たちが就労先を探し、選手に紹介しています。理解あるスポンサーの皆さまには大変お世話になっています。

飯塚:経営面から見たクラブチームの特徴はいかがでしょうか。

稲田:華やかに見える部分もありますが、経営としては一般企業のように売上が毎年数%ずつ増減するビジネスモデルではありません。大口スポンサーが離れば収入は大きく減少し、運営自体が難しくなります。短期間で新たなスポンサーを探すなど、苦労は絶えません。

また、ユニフォームに掲出できるロゴ数も規定で決まっており、多ければよいというわけでもありません。法人会の皆さまと比べると、特殊な事業形態だと思います。

飯塚:インスタグラムを拝見していますが、サッカーに限らず多くの地域貢献活動をされていますね。

稲田:私たちは町クラブとしてスタートしており、世田谷区民の皆さまの応援なくては成り立ちません。ですからビジョンにも「世田谷をもっと楽しく」と掲げています。

世田谷の象徴となるチームを目指し、地域を少しでも楽しく、豊かにしたいと考えています。その取り組みとして、専門家による保育園での読み聞かせ活動、ブラインドサッカー、ママさんサッカー、子ども向けサッカー教室など、さまざまな活動を行っています。ぜひ、地域に根ざすスフィーダ世田谷FCを応援し、試合を見に来てください。選手にとって大きな力になります。

ホーム 試合日程 ・駒沢オリンピック公園(世田谷区)・AGFフィールド(味の素スタジアム)
・味の素フィールド西が丘(北区西が丘)

Date	Time	Opponent	Location
03.15	14:00 sun.	AGFフィールド	AGFフィールド
03.28	13:00 sat.	駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場	駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場
04.18	14:00 sat.	LOVELEDGE	AGFフィールド
05.03	14:00 sun.	味の素フィールド西が丘	味の素フィールド西が丘
05.24	14:00 sun.	味の素フィールド西が丘	味の素フィールド西が丘
06.13	13:00 sat.	味の素フィールド西が丘	味の素フィールド西が丘
未定	TBD	未定	未定
09.05	16:00 sat.	味の素フィールド西が丘	味の素フィールド西が丘
09.20	14:00 sun.	味の素フィールド西が丘	味の素フィールド西が丘
10.04	14:00 sun.	味の素フィールド西が丘	味の素フィールド西が丘
10.18	14:00 sun.	味の素フィールド西が丘	味の素フィールド西が丘

令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日まで開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		2,000万円		
省エネ基準適合住宅				

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

②認定住宅等である既存住宅
③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築
なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業者を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年取1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱い延長せず終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

令和8年 北沢税務署への新年挨拶

今年も北沢法人会では1月7日(水)、正副会長、青年部会・女性部会の2組にわかれて、北沢税務署へ新年のご挨拶にお伺いしました。

今年、2月14日(土)、羽根木公園にて開催される「梅まつり 税金クイズ大会」に当会が出展することから、税務署のみなさまへ、飯野会長よりご協力をお願いしたいとの話がありました。同様に、広瀬前女性部会長、山崎元女性部会長からも、梅まつりへの協力に加え、堀込署長に「女性部会主催 署長を囲む会(署長講演)」の講演のお願いがありました。

青年部会では、本格始動している「小学校への租税教育活

動」について、今年、部会員会議の際、租税教育の勉強会を実施して、講師を増やしていきたい、北沢としての独自色を出せるようにしていきたい、そして近いうちに法人会の全国大会にて表彰されるよう、積極的に取り組んでいきたいとの頼もしい話がありました。それに対し、税務署から労いの言葉をいただきました。

今年も税務署のみなさまと緊密に連携を図り、ご協力いただきながら、会員のみなさまとともに、北沢法人会の事業を充実させていきたいと思っています。(事務局)



正副会長



青年部会・女性部会

全法連・東法連共催 新年賀詞交歓会

令和8年1月21日(水)、「全法連・東法連共催 新年賀詞交歓会」が、帝国ホテルで開催されました。飯野会長ほか、善養寺副会長、塩田副会長、栗山総務委員長が出席しました。

第1部新春記念講演では、講師に元朝日新聞社 特別編集委員 星 浩 氏を迎え「日米中関係と日本の政治」をテーマに、講演がありました。

第2部の受章祝典では、叙勲受章者、納税表彰(財務大臣・国税庁長官)受章者へ、全法連、斎藤会長より、賞状と記

念品が手渡され、秋の叙勲にて旭日小綬章を受章した当会の飯野会長にも贈呈されました。

第3部では会場を移して「新年賀詞交歓会」が行われ、小池東京都知事など多くのご来賓の祝辞、ご挨拶などがありましたが、今年も全国からたくさんの方の法人会の方が出席し、ご挨拶の音が聞き取れないほどでした。北沢以外の会員のみなさんと交流を深めることができる貴重な機会となりました。

(事務局)



北沢税務協力団体主催「新年賀詞交歓会・懇談会」

令和8年1月9日(金) 場所:オークラレストラン スカイキャロット

令和8年1月9日(金)18:00より、北沢税務協力団体主催の「新年賀詞交歓会・懇談会」が開催されました。今年、北沢法人会が当番幹事であり、善養寺副会長の「司会」でスタート!「開会のことば」は北沢納税貯蓄組合連合会の島田会長、「当番幹事挨拶」は飯野会長、「来賓紹介」は塩田副会長が署の幹部の皆さまのご紹介をしました。その後、北沢税務署長の「堀込署長の挨拶」に続き、北沢青色申告会の尾崎会長の「閉会のことば」で第一部が終了。

第二部は、栗山常任理事の「司会」でスタート!「開会のことば」は東京税理士会 北沢支部の阿部支部長、「乾杯」は北沢税務署の中神副署長の発声で懇談会が賑やかに、有意義な時間が流れました。26階の会場からは前日からの寒気で空気が澄み、東京タワーやスカイツリーがより綺麗に見えて夜景

が広がっていました。北沢間税会の宍戸会長の「中締め」で終了しました。

今年、午年、それぞれの団体、皆さまにとって飛躍の年となりますよう願っています。(女性部会副部会長 平塚早苗)



特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤・各種機能被膜。

東洋ドライループ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

<https://www.drilube.co.jp>

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777



最初の問題には全員が挙手で答える。



決勝問題まで残った面々、この中から優勝者が決まる。

令和8年 北沢法人会 1月26日(月) 参加140名 梅丘パークホール

第8回 税金クイズ大会 会員勸奨表彰式 新年賀詞交歓会

第1部 第8回税金クイズ大会

新年恒例となった税金クイズ大会、和やかな雰囲気の序の口。進むにつれて勝ち残った方々がだんだん真剣な表情に。決勝戦に臨まれても余裕の笑みを浮かべていたのは飯野会長。なんなく優勝を決め、昨年からの連覇となりました。2

回戦は会長静観の下、桜上水支部藤澤様(藤産業(株))が優勝されました。初参加だそうで、ビギナーズラックでしょうか? それとも強敵現わる?! 来年がまた楽しみになります。

常日頃は法人税や消費税など目先のことばかり考えがちですが、税金クイズを通して視野を広げ、世田谷区のふるさと納税や

日本の税制にもっと関心をもつことが大切であると学びました。

第2部 会員勸奨表彰式

組織委員長沼委員長の挨拶は、新しい会員の加入だけでなく、会員の継続を目指そうというもので、法人会への熱い想いが伝わってきました。その趣旨で今回より純増数での表彰も行うことになり、1位下北沢支部2位南烏山・粕谷支部が表彰されました。

第3部 新年賀詞交歓会

ご来賓の方々、普段はあまり顔を合わせる機会のない他支部の方とも活発に交流し、あつという間のひとときでした。ただ会場が盛り上がりすぎて、ご来賓の挨拶や新入会員の紹介が少し聞こえにくかったのが残念です。

今年も皆様のこの笑顔で法人会を盛り上げていけるといいます。(明大前支部 広報委員 山崎聖鏡)



税金クイズ優勝の飯野会長と桜上水支部、藤澤さん。



堀込北沢税務署長のあいさつ。



会長より会員勸奨の表彰が行なわれた。



表彰された目黒副会長、飯野会長とプレゼンター善養寺副会長。



松林顧問による乾杯で交歓会が始まった。



長沼組織委員長と新入会員の方々。

ACE エースの作業用手袋
 機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア
小野商事株式会社
 代表取締役 小野 俊英
 〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
 TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。
 ネジの総合商社
株式会社セガワ
 k-segawa.jp
 代表取締役社長 渡瀬 丈史
 〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
 TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

建物の企画・設計・監理・土地活用のご相談
株式会社 四季建築設計事務所
 代表取締役 坂本 哲
 〒156-0043 東京都世田谷区松原2-19-9
 TEL.03-3328-1117 FAX.03-3328-1357

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦
 リネンサプライ クリーニング
株式会社玉川繊維工業所
 本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
 パインフィールドビル6階
 TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016



第47回

北沢まつり

税金クイズ



子ども達と写真に納まるイータ君。北沢法人会社団化35周年記念植樹の前で税務署の方々との記念写真。

子ども達も税金クイズに参加、900枚のクイズ用紙も全て配り終えた。

令和8年2月14日(土)10時から、羽根木公園官公署PRコーナーにて、税金クイズと法人会のPRをしました。お手伝い参加者34名、北沢税務署の皆様、イータ君にも来ていただきました。公園内は様々な種類の白や紅、ピンクなど色とりどりの梅が満開を迎え、お天気にも恵まれいつもより大勢の方で賑わっていました。コーナーには10時前から列が出来始め、クイ

ズは大盛況、海外からのお客様も、お子様向け税金クイズも人気でした。満点の方がとても多く景品があっという間に無くなりかけて、追加の景品を準備したほどです。

13時過ぎには無事に終了して片付け終わりとても充実した一日でした。お手伝い頂いた皆様ありがとうございました。

(女性部会幹事・広報副委員長 鳥居佐智子)

令和7年度、新入会員紹介 令和6年12月から令和7年11月までの60社のご入会中、掲載了承の45社の新入会員をご紹介します。(組織委員長 長沼洋一郎)

No	支部	事業所名	TEL	HP有無	No	支部	事業所名	TEL	HP有無
1	下北沢	Bullet	03-6804-0737		24	代沢・代田	第一生命保険株式会社 渋谷駅前営業オフィス	070-3045-4488	○
2	下北沢	Chai Pio	090-4414-0547		25	明大前	栄友建設株式会社	080-2129-1354	
3	下北沢	MAYURA∞三界	090-2403-9467	○	26	梅丘	H&F SHOP	070-8944-8958	
4	下北沢	PANDA RECORD株式会社	090-9959-2503	○	27	梅丘	角光将税理士事務所	080-4670-6699	
5	下北沢	WEHOPE	080-9265-7373		28	梅丘	株式会社 邊コーポレーション	03-3427-3201	○
6	下北沢	ふれすかTOKYO	080-3458-8646	○	29	梅丘	訪問美容サービス縁	090-2682-4306	
7	下北沢	浦野商事株式会社	03-4500-6916	○	30	梅丘	明治安田生命保険相互会社 明大前営業所	03-3323-2121	○
8	下北沢	株式会社 BEYOND	090-2401-1783	○	31	梅丘	矢野建設株式会社	044-379-1650	○
9	下北沢	株式会社 MAISON MARC	03-4400-1405	○	32	桜上水	メディアステップ合同会社	080-3939-3411	○
10	下北沢	株式会社 millennium	080-4142-3015	○	33	桜上水	株式会社 A-ONE	080-3120-2273	
11	下北沢	株式会社 Party	080-1678-5092	○	34	桜上水	株式会社 アクアテック・トレット	03-6304-3601	○
12	下北沢	株式会社 コンダクト	050-1707-0039	○	35	経堂	ちなつスキクリニック	03-6685-5178	○
13	下北沢	株式会社 ダイスキ	090-3357-6549		36	経堂	株式会社 PONO建築事務所	03-6670-8349	○
14	下北沢	株式会社 てんころるん	03-6407-9642	○	37	経堂	特定非営利活動法人スフィード	03-6228-1932	○
15	下北沢	株式会社 丸上	03-3875-4681	○	38	千歳台・船橋	NPO法人 世田谷ぶんか村PLACE	03-3789-2632	
16	下北沢	株式会社 信	03-3324-7480		39	千歳台・船橋	有限会社 鶴長	03-3309-1177	
17	下北沢	山脇浩子	03-3795-7679		40	南鳥山・粕谷	Skoosh & Company 合同会社	070-9287-0223	○
18	下北沢	池原正樹	03-5453-1030		41	南鳥山・粕谷	モザイククリエイTZ	080-4005-8716	○
19	下北沢	有限会社 MAKIスポーツ	03-6804-8805	○	42	南鳥山・粕谷	株式会社 エンタメ・バンク	03-3308-1777	○
20	下北沢	有限会社 陣太鼓(づんでこ)	03-3467-0725	○	43	南鳥山・粕谷	合同会社ワイ・ヴィアージュ	090-1501-1219	○
21	代沢・代田	Nextus株式会社	03-6822-6781	○	44	南鳥山・粕谷	絆立興業株式会社	03-6909-0548	○
22	代沢・代田	株式会社 Webosque	070-9369-5695	○	45	給田・北鳥山	Lupinus	090-1052-3703	○
23	代沢・代田	株式会社 ソルテクノス	03-5433-3381	○					

—都税についてのお知らせ—

引越をしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

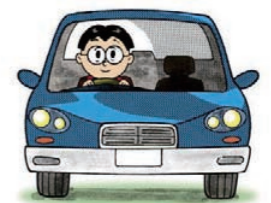
引越をしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請(※)は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証(車検証)の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続を行ってください。

※ 東京ナンバーの自動車に限ります。
※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

詳しくは、[主税局](#) [自動車税種別割](#) [住所変更](#)



主税局 HP

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
平日午前9時～午後5時(土日・休日、年末年始 12/29-1/3を除く。)



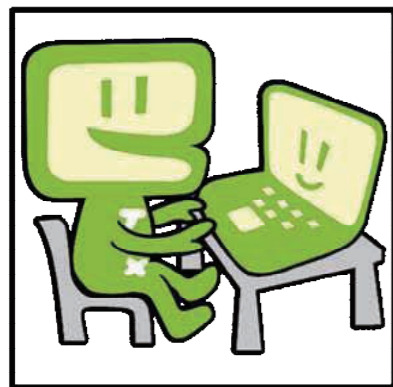
世田谷都税事務所からのお知らせ

源泉所得税の キャッシュレス納付体験 コーナーはこちらから！



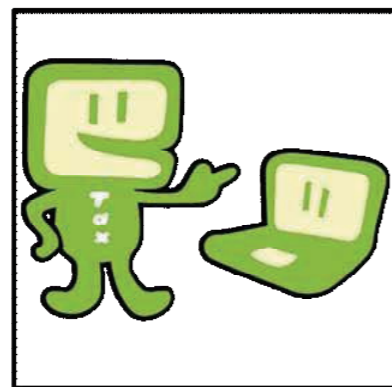
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Tax ソフト (WEB 版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付 手続を体験できる **デモ操作ツール** です。 ※体験できる機能は一部のみ

e-Tax によるキャッシュレス納付の **利便性** を、 ぜひご体験ください！



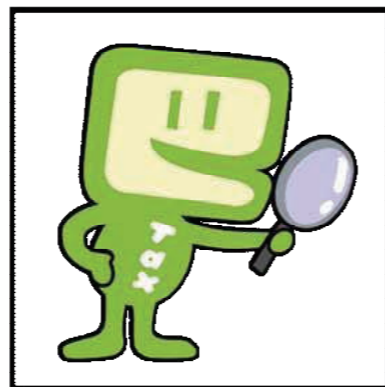
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。
e-Tax の操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを感じることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際の e-Tax の操作を行う 使い方もできます。

源泉所得税の 納付書の作成・送信 から ダイレクト納付までの **体験版** のお知らせ

事前に「e-Taxの利用開始届」と「ダイレクト納付の利用届出書」を提出して おけば、毎月、源泉所得税の納付で税務署や金融機関に行く必要がなくなります。

※ 利便性を知っていただくための **体験版** です。
5分程度で試せます。ぜひお試しください！



【設例：代表者のみの法人で、令和7年6月の給料を令和7年6月20日に支給した場合】

- ① スマホでQRコードを読み込んで下にスクロールしてください
- ② **体験コーナーを利用する**をタップし、**ログイン**をタップ
- ③ **申請・納付手続を行う**をタップし、**徴収高計算書を提出する**をタップ
- ④ **(一般)給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書**をタップ
- ⑤ **提出先税務署**をタップし 東京都と北沢を選択して**OK**をタップ
- ⑥ **内容の作成**をタップ
- ⑦ **納期等の区分及び区分の選択**をタップ
- ⑧ **納期等の区分(必須)**をタップし、元号：令和、年：7年、月：6月を選択
- ⑨ **区分**をタップし俸給・給料等にチェック
- ⑩ **支払年月日・人員・支給額・税額の入力**をタップ
- ⑪ **区分及び俸給・給料等(01)**をタップし以下を入力して**OK**をタップ
支払年月日：令和7年6月までは入力されているので20日のみ選択
人員：1
支給額：500,000 (なお、金額はサンプルです)
税額：50,000 (なお、金額はサンプルです)
- ⑫ 「提出先税務署」及び「内容の作成」が**済**となっていることを確認して**次へ**をタップ
- ⑬ 送信画面に遷移するため自動ダイレクトにチェックがあることを確認して**送信**をタップ。確認メッセージが2つでてくるが「はい」を選択すると送信完了。
- ⑭ **受信通知の確認**をタップすると、「ダイレクト納付を受け付けました～」のメッセージが表示されているため**閉じる**をタップして完了です。

※ 自動ダイレクトとは、申告・納付データの送信の際に、必要事項にチェックするだけで、法定納期限当日に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利な納付方法です。

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

納税証明書オンライン請求



チャットボット(ふたば)



タックスアンサー



マイナポータル連携特設ページ



確定申告書等作成コーナー



国税庁ホームページ



令和8年税制改正

標記の件、令和7年12月26日に、政府の税制改正大綱が閣議決定されています。

(税制改正の年間スケジュール)

- ここで、税制改正の年間スケジュールを確認してみましょう。
- 8月末：各省庁・業界団体から税制改正要望が提出される。
 - 9月～10月頃：財務省・政府税制調査会で要望の議論・審査が行われる。
 - 11月～12月上旬：与党税制調査会による本格的な調整・決定がされる。
 - 12月中旬：与党税制改正大綱が発表される
 - 12月下旬：政府が税制改正大綱を閣議決定
→これが、令和7年12月26日に閣議決定された政府の税制改正大綱です。
 - 翌年1月～2月：税制改正法案が国会へ提出
→衆議院解散選挙で、これらは2月にずれこんでいます。
 - 3月末：国会で法案が成立・公布される予定。
 - 4月1日：新税制施行(一部例外あり)
- このようなスケジュールで税制改正は動いていきます。
次に、ここで、身近な税制改正項目を2つ取り上げてみることにします。

(少額減価償却資産特例の拡大)

少額減価償却資産の特例とは、青色申告を行う中小企業者等が、一定の減価償却資産を取得した場合に、取得価額を全額、取得した事業年度の損金(必要経費)に算入できる制度です。現行制度では、以下の要件が定められています。

- 対象者：中小企業者等(資本金1億円以下など)
 - 対象資産：取得価額が30万円未満の減価償却資産
 - 年間限度額：300万円
 - 適用期限：令和7年度末まで
- 実務では、パソコン、業務用備品、機械装置などの取得時に広く活用されてきました。

■令和8年度税制改正大綱の改正内容

今回公表された税制改正大綱では、上記特例について次の見直しが予定されています。

- 取得価額要件の引き上げ
対象となる減価償却資産の取得価額が、30万円未満→40万円未満へと、10万円引き上げられます。これにより、これまで対象外だった価格帯の設備投資についても、即時償却が可能となります。
- 適用期限の延長
本特例の適用期限について、3年間延長される予定です。これにより、制度の継続を前提とした中長期的な設備投資計画が立てやすくなります。また、近年は、パソコンや周辺機器、業務効率化ツールの価格が上昇しており、30万円の上限では対応しきれないケースも

増えていました。今回の引き上げは、実務の実態に即した改正といえます。

■注意点と今後の対応

- 一方で、以下の点には引き続き注意が必要です。
- 年間300万円の限度額は維持される見込み
 - 青色申告が前提要件
 - 他の特例(10万円未満一括償却資産)との使い分け
 - 実際の適用は法改正成立後となる点
特に、取得時期によって適用可否が変わる可能性があるため、設備投資のタイミングについては事前の確認が重要です。

(食事補助非課税枠の拡大)

令和8年度の税制改正において、企業が従業員に提供する食事補助(食事の現物支給など)の非課税枠が大幅に引き上げられる見込みです。

具体的には、月額3,500円(消費税等を除く)だった上限が7,500円に倍増される方針で、物価高騰の影響を受けて約40年ぶりに見直されます。

以下に、2026年度の税制改正における食事の非課税に関する主なポイントをまとめます。

1. 税制改正の概要(食事補助)

- 非課税上限額の引き上げ：現行の「月額3,500円」から「月額7,500円」へ引き上げ。
- 目的：物価高騰への対応、従業員の福利厚生充実(実質手取りの増加)、人材獲得・定着。
- 時期：令和8年度税制改正大綱に明記されており、令和8年4月以降の適用が想定されている。

2. 食事が非課税となる主な要件(維持されるルール)

- 上限額が変更されても、以下の基本ルールは引き続き適用される見込みです。
- 現物支給であること：食事そのもの又は食事券などで支給し、現金で支給しない。
 - 従業員が負担していること：食事価額の50%以上を従業員が負担している(※この条件を満たせば、会社負担分は7,500円まで非課税となる)。
 - 全従業員が対象：一部の役員だけではなく、全従業員が利用できる。
 - 金額の範囲内：会社負担が月額7,500円以下である。

以上すべてまいましたが、適用になるのは、国会で法案成立し、交付された後になりますので、これからの国会審議に注目が必要です。

■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介

- 税理士：川辺洋二
- 事務所：川辺会計事務所
世田谷区代田5-34-8カーサ下北沢103
電話：03-5433-8380
<http://kawabe-kaikei.com/>

・主な著作：「コストダウンのための原価のしくみ(日本能率協会)」他
・主な講演先：早稲田大学・日本FP協会



就業規則の基本

4月に入ると、新入社員を迎える企業も多いと思います。新入社員が就業規則を理解することは、会社と従業員双方にとって重要ですので、今回は、就業規則の基本をおさらいしたいと思います。

1. 就業規則とは?

(1) 就業規則の意義

従業員が安心して働ける職場を作ることは、事業規模や業種を問わず、すべての会社にとって重要なことではないでしょうか。そのために、あらかじめ労働時間や賃金、休暇、服務などの労働条件や待遇の基準を明文化し、周知することによって、労使間でのトラブルを予防します。

(2) 就業規則の内容

就業規則に記載する内容には、必ず記載しなければならない内容(絶対的必要記載事項)と、その会社や現場(事業場)内でルール化している時には記載しなければならない内容(相対的必要記載事項)があります。

2. 就業規則の記載事項

(1) 絶対的必要記載事項について

主に労働時間関係や賃金関係、退職関係といった労働の基本的な部分になります。具体的には次の通りです。

項目	内容
始業・終業	始業や終業時刻、勤務時間に関する事項
休憩時間	休憩の長さ、付与に関する事項
休日・休暇	休日の日数や付与の他、年次有給休暇、産前産後休暇、育児・介護休暇、特別休暇などに関する事項
賃金	賃金の決め方、計算方法、支払い方法、締め切り、支払い時期、昇給に関する事項
退職	解雇を含む退職に関する事項
交代制勤務	交代期日や順序等、交代制勤務に関する事項

(2) 相対的必要記載事項について

相対的必要記載事項は、主に退職手当関係や臨時の賃金・安全衛生・職業訓練・災害補償・制裁・表彰関係といった労働に付随する部分になります。具体的には次の通りです。

項目	内容
退職手当	適用の範囲、計算・支給方法、時期など
臨時の賃金	賞与や一時金といった臨時的な賃金など
最低賃金	最低賃金額の定めをする場合その内容
費用負担	労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる場合にはその内容
安全・衛生	安全や衛生、健康に関する事項
職業訓練	訓練の種類、時期、対象者、処遇など
災害補償	災害補償及び業務外の傷病扶助について
表彰・制裁	表彰や制裁の種類や程度について
その他	その他に、労働者すべてに適用されるルールがあれば、その内容

3. 有効な就業規則にするために

(1) 周知

就業規則は、労働者の労働条件や服務規律などを定めたものです。そのため、全員に開示しなければなりません。そのやり方として、各労働者に配付、見やすい場所への掲示、労働者がいつでも見ることが出来る場所への備え付け等により労働者に周知させる必要があります。

(2) 届出

就業規則を新たに作成したり、又は変更した時には、その会社(事業場)の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。その際、その会社(事業場)の労働者の過半数を代表する者(過半数で組織する労働組合があればその組合)の署名又は記名押印のある意見書を添付する必要があります。

4. おわりに

複数年にわたって就業規則を改訂していないと、会社の実情と合わなくなってきました。定期的に見直しを行う事は、労使トラブル防止の視点からも重要です。

参考文献：「モデル就業規則 令和7年12月版」厚生労働省労働基準局監督課



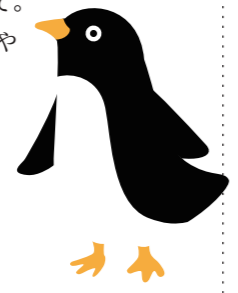
レジリエンス社会保険労務士法人
Resilience 社会保険労務士
レジリエンス社会保険労務士法人 **齊藤 信之**

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷1-33-2
TEL. **03-6407-9307**
Email: **info@resilience-sr.jp**
URL: **https://www.resilience-sr.jp**

「言葉は風に消える??」の巻

—お寿司屋さんにて—

寿司屋の大將: いらっしゃい!ペンギン先生、今日は私服ですか!
ペンギン先生: スーツを着ない日が増えてまして。裁判もウェブで行う期日が多いですし、契約書や合意書へのサインも電子契約が多くなりましたからね~。
大將: ハマチお願いします!
大將: はいよっ!
藤原: …電子契約…ですか…??
ペ: ??
大將: 先生、こちらは最近よく来てくださる藤原さんです。飲食店向けの業務用飲食料品を販売する会社の部長さんで、うちもお豆腐なんかを仕入れさせてもらってるんですよ。
藤原: 突然すいません、電子契約と聞こえたもので。
ペ: あ、はい、電子契約が何か…??
藤原: 実は今日、新規の取引先から電子契約でお願いしますって言われてまして。うちは豆腐屋から始まった昔ながらの小さい会社でして、電子契約なんて利用したことがなくて…恥ずかしながら電子契約が何かよく分かってないんです。
ペ: 簡単に言うと、紙の契約書やハンコを使わず、インターネット上で契約を成立させる方法ですね。
藤原: 紙の契約書とハンコを使わないでも本当に契約したことになるんですか?古い人間なので心配になってしまうのですが…。
ペ: …そもそも契約書って何のためにあると思いますか?
藤原: え??契約するためじゃないんですか?契約書がなかったら、契約したことにならないじゃないですか。
ペ: 実はそこが誤解されやすいところとして、厳密には例外はあるのですが、契約は契約書がなくても口頭で成立するというのが原則なんです。
藤原: そんなことを聞いたことがある気もしますが、そうなんですか。
ペ: 契約をしようとする双方の意思が合致すれば、口頭でもいのです。「お豆腐を1丁ください。」「はい、わかりました。」というやりとりでお豆腐の売買契約が成立するというわけです。
藤原: とすると、契約書は一体何のためにあるんでしょうか…。
ペ: 契約書を作る目的は、契約した事実と契約条件を証拠として残すことにあります。「そんな条件は聞いていない」などといったトラブル発生を防止したり、トラブルが発生した際にスムーズに解決できたりすることになります。
大將: 「サビ抜きでって言ったじゃないか」「言われてませんよ。」みたいなことですよね~。
藤原: つまり、証拠の役割を果たせるなら、必ずしも紙とハンコである必要はないということですね。電子契約は証拠の役割を果たせる



るんですか?
ペ: 現在一般的に利用されている電子契約サービスは、誰が、いつ、どの内容に同意したかをログとして残せる仕組みが整っていますので、紙の契約書と同じように証拠としての役割を果たすことができると思って良いと思いますよ。
藤原: とすると、電子契約って結構良さそうですね。いちいち紙の契約書を郵送して署名押印するのは手間も時間もかかりますから。
ペ: それもそうですし、藤原さんの会社だと印紙代のコスト削減のメリットが大きいのじゃないでしょうか?
藤原: 印紙代というと、契約書に貼る収入印紙のことですか??
ペ: そうです。電子契約は紙とハンコの契約とは異なり、印紙税がかからないんです。
藤原: えー!!一石二鳥ではないですか!当社では新規の顧客と契約するたびに基本契約書に4000円の収入印紙を貼ってまして、これが馬鹿にならない金額なんです。削減できるとすればかなり大きいメリットです。
ペ: 気をつけなければならないことも一応はありまして、アカウント管理は厳格にしなければなりません。
藤原: アカウント管理?
ペ: ハンコなら金庫で管理できますが、電子契約ではアカウントにログインできてしまえば、誰でも契約締結できてしまいます。そこで、アカウントにログインできる権限を厳格に管理しなければならないということです。
藤原: なるほど、そこは気をつけたいですね。
ペ: あとは、そもそも電子契約を使ってはならない契約類型(事業用定期借地権の設定契約や任意後見契約など)もあるのですが、藤原さんの会社の業務とは関係なさそうでしょうかね。
藤原: なさそうですね。電子契約に応じてみようかと思えます!
大將: ハマチお待ちっ!
ペ: モグ…サビ抜きでって言ったじゃないか!!
大將: (うちも電子オーダーシステムにしようかな…)

執筆者紹介

アーティファクト法律事務所
弁護士 水口 瑛介

155-0031 東京都世田谷区北沢2-11-15
ミカン下北A街区4階

ウェブサイトURL: <https://artifact.law>
メールアドレス: mizuguchi@artifact.law

今回は当会下北沢支部所属の山崎由紀子弁護士(妻)が担当します。

南烏山・粕谷支部 >> **KCネパール&インドカレー店** 代表者 **カトリ グプタ バハドゥル**



営業時間
ランチ 11:00~15:00 デイナー 17:00~22:30 TEL:03-5384-5430
定休日/なし
住所/世田谷区南烏山5-13-2 三松ビル2F
アクセス:スーパーシズヤを過ぎ、不動産ユマニテを曲がった先にございます。



京王線千歳烏山駅から徒歩2分の「KCネパール&インドカレー店」は、本場のシェフが作る優しい味わいのスパイス料理専門店です。注文後に調理する香り豊かなカレーや、炭火で焼くタンドール料理が楽しめます。ランチは1,100円からで、ナン・ライス食べ放題の満腹コースも人気です。3ヶ月に1回、バイオリン演奏を楽しめるディナーコンサートも開催されるアットホームなお店です。

下北沢支部 >> **山脇浩子**

このたび北沢法人会特別会員となりました山脇浩子(やまわき こうこ)と申します。グラフィックデザイナー、イラストレーター、地域の助っ人です。下北沢のイベント(下北沢盆踊り、シモキタ名人戦、下北沢あずま通り祭り~節分お化けde花魁道中~)などの広報活動をお手伝いしています。北澤八幡神社の秋まつり実行委員会広報部でもあり、井の頭通りを越えた北沢5丁目から、神社のある代沢まで走り回って取材をしています。居住している代沢中町会では、総務部としてホームページ制作と管理をしています。どうぞよろしく願いいたします。



山脇浩子 Koko Yamawaki
〒155-0032 東京都世田谷区代沢 3-7-8
e-mail: y.koko.mirumiru@gmail.com
mobile: 090-3237-8108
Instagram: kokotua

2023年下北沢オリジナルロゴ募集にて
グランプリをいただきました。

個展の案内 DM (2025年10月開催)
人&人~下北沢・北澤八幡神社~



下北沢支部 >> **(株)Party** 代表者 **葉倉歩**

coen 人生の財産となる絆が生まれる場所

カフェのように人が集い、公園のように自由にアイデアが生まれ、まるで一つの「村」のように、お互いを知り、支え合う。誰かのふとしたアイデアが、隣にいる誰かの好奇心に火をつける。「やってみたい!」という小さな種が、みんなの力で「やってみよう!」という大きな動きに変わる。そんな「共創の文化」が息づく場所です。

何をしているのか詳しく知りたい方

コンセプトや参加方法、毎月発行しているレポートなどを掲載しています。

クラウドファンディングに挑戦中! 3.19まで!

そこにいれば、心が湧り、共創が生まれ続けるBARとして、誰もが主役になれる新しい居場所

支部・部会・委員会活動

代沢・代田支部

第2回公開税務研修会・第4回支部会員会議

講師: 北沢税務署
上席国税調査官
濱田拓真 様

2月5日(木) / 参加者:9名 / 場所:北沢法人会館

代沢・代田支部では2月5日(木)18時から北沢法人会館大会議室において第2回公開税務研修会を開催しました。

講演は令和8年度税制改正の大綱の概要について、北沢税務署の法人課税第1部門上席国税調査官濱田拓真様よりご講義いただきました。

講義内容は、103万円の壁について、今年度の160万円の壁、来年度の178万円の壁についての数字の内訳等を詳しく説明していただきました。

研修終了後は、場所を移動して梅丘の「梅江飯店」にて支



部会員会議と懇話会を開催しました。

支部会議においては、5月初旬に予定している「わいわい祭り」における税金クイズは責任者が病気のため中止されることになったため、代案として池ノ上商栄会による桜フェスティバルに参加する方向で決まりました。

(代沢・代田支部長 望月章次)

支部・部会・委員会活動

明大前・梅丘支部
合同

地域別懇談会に参加して

2月9日(水) / 参加者:49名 / 場所:京王プラザホテル45階 スカイラウンジ オーロラ

令和8年2月9日月曜日18時半より京王プラザホテル45階スカイラウンジ オーロラにて地域別懇談会が開かれ、初めてゲストとして参加させていただきました。総勢49名の参加でコクーンビルや都庁のプロジェクトも見える夜景がきれいなラウンジで雰囲気抜群でした。

美味しいお食事とお酒を飲みながら漫才やベリーダンスというお楽しみが盛り沢山で皆なごやかに笑顔溢れる会でした。今年も皆元気に法人会を盛り上げていけたらと改めて思うひとときでした、企画していただいた明大前・梅丘支部の皆様ありがとうございました。

(経堂支部長 広報副委員長 鳥居佐智子)



明大前支部

第2回公開税務研修会

12月15日(月) / 参加者14名 / 大クリスマス忘年会・参加者:16名 / 場所:LIVRE

公開税務研修会の講師は山田稔幸税理士事務所 山田稔幸氏。正に新年賀詞交歓会での税金クイズ大会をにらんだの予行練習。選りすぐりの三択クイズに皆さん大はりきりで挑戦しました。進むにつれて難問で...

Q,日本で所得税が導入されたのはいつでしょう?

Q,酒税の対象となる酒類とはアルコール度数が何%以上でしょうか?

何気なく払っている税金を改めて意識した次第です!

大クリスマス忘年会の司会はロックスター深見さん。プレゼ

ント交換会やクリスマスソングで盛り上がり、支部の活動を無事に終えました。

(明大前支部 副支部長 広報委員 山崎聖鏡)



梅丘支部

第2回会員会議・忘年会

梅丘支部では12月19日(木)に第2回会員会議・忘年会を北沢法人会館・梅江飯店にて開催しました。参加者は21名でした。

経堂支部

第2回公開税務研修会

講師: 北沢税務署
上席国税調査官
濱田拓真 様

2月6日(金) / 参加者:12名 / 場所:(株)ジェイコム東京世田谷局

2月6日、(株)ジェイコム東京世田谷局会議室において『令和8年度税制改正』をテーマに、講師を北沢税務署法人課税第一部門上席国税調査官の濱田拓真さんをお願いして実施しました。

講義は「令和8年度税制改正の大綱の概要」の中で、①個人所得課税…基礎控除と給与所得控除の増額②法人課税…確定申告や税務調査で指摘され易い誤り特に販売費、一般管理費その他の費用における債務確定、交際費等の範囲と損金不算入額計算、等③消費課税…インボイス導

入に係わる経過措置の見直し等、について説明されました。

今回の税務研修は60分弱の短時間ながら具体的に判り易い説明をして頂いたので受講者も理解し易かったと思います。

総選挙もあり参加者が少なかったのは残念でしたが、皆さんが真剣に傾聴され良い研修会となりました。会場を提供して頂いたジェイコム東京世田谷局さんのご協力に感謝申し上げます。(経堂支部副支部長 税制委員 廣瀬知樹)

桜上水支部

第4回会員会議・新年会

桜上水支部では1月28日(水)に第4回会員会議・新年会を桜上水ティファニーにて開催しました。参加者は26名でした。

南烏山・粕谷支部

第2回会員会議・新年会

南烏山・粕谷支部では1月20日(火)に第2回会員会議・新年会を創作中華ダイニングTAKANARIにて開催しました。参加者は20名でした。

役員会・新年会

経堂支部では1月15日(木)に役員会・新年会を天ん洋にて開催しました。参加者は18名でした。

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

utena 1927年創業

飾らない
人間本来の「自然な美しさ」をテーマに、
お客さまの日常生活や暮らしに、
焦点を当てた商品開発をしています。

株式会社 ウテナ 〒157-8567 世田谷区南烏山 1-10-22
お客様相談室 0120-305-411/ご注文ダイヤル 0120-87-2040

私たちは建物設備・生活インフラの保守管理を通じて、
地域社会の安心と安全を守ります。



エレベーターメンテナンス・防災
アイテック ツーフォー
株式会社 i-tec24



代表取締役 岩本由起子

〒156-0041 世田谷区大原2-7-2
TEL:03-5301-5231 FAX:03-5301-3240

各種広告デザイン

GATT
Design

有限会社ガットデザイン

代表取締役 細井 眞一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

支部・部会・委員会活動

青年部会 望年会

12月17日(水) / 参加者48名 / 場所:桜上水ティファニー

X'mas目前となる2025年12月17日、青年部会では望年会を催行し、ゆく年のあれこれや来たる年への抱負を存分に語り合いました。

今年は東副委員長と縁深いカフェが会場でした。法人会活動の根本にある地場のつながりをお店からの温かさに感じました。

本年入会した方からは法人会・青年部会への意気込みや期待を、先輩方からはこれまでの歩みとこれからに期待するをいただき、青年部会の未来を支える世代はこの機会に帯を締め直しています。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

(青年部会幹事 広報委員 生野貴昭)



1月度部会 青年部会では1月21日(水)に1月度部会を法人会館にて開催しました。参加者は22名でした。

女性部会 新年会

2月5日(木) / 参加者:19名 / 場所:下北沢 酒肴みうら

令和8年2月5日(木)12時より、下北沢「酒肴みうら」にて女性部会の新年会が開催されました。美しく盛り付けられたお料理とこだわりの器、カウンターでの調理の様子も楽しみながら、美味しいお酒とともに和やかな時間を過ごしました。

松林顧問の乾杯で始まり、歓談の後には高橋相談役のお話、さらに松林顧問からのお話と「隠岐の島」の歌をご披露いただき、新年を祝う心温まるひとときとなりました。終始笑顔のあふれる楽しい新年会となり、今年も女性部会は仲良く楽しく活動してまいります。

(女性部会副部会長 加藤雅美)



女性部会SKT連絡協議会 2月6日(金) / 参加者:20名 / 場所:すしのぼんらい

令和8年2月6日(金)11:00より第28回となるSKT連絡協議会行われました。玉川法人会が当番で、玉川は女性部会11人と松浦会長、世田谷は3名、北沢からは5名で参加しました。講演会「カスハラ対策として企業がすべきこと」・懇談会と活動報告及び意見交換会がありました。たくさんの意見が出る中、SKTの始まりのお話も聞くことができ、有意義な時間となりました。

(女性部会副部会長 広報委員 平塚早苗)



昭和信用金庫 サポートプラザ

毎月第2・3・4

水

曜日は

オンライン相談も可能です。

経営に関する

専門家相談会

相談料 無料

第2水曜日 「税理士相談会」 相談員協力：TKC 東京都心会

ご相談いただける内容 事業の相談、事業計画、事業承継、相続税、贈与税、暮らしの税金の相談等

第3水曜日 「弁護士相談会」 相談員協力：東京三弁護士会

ご相談いただける内容 事業に係る法律問題はどんなことでもご相談ください。

第4水曜日 「社会保険労務士相談会」

相談員協力：東京都社会保険労務士会世田谷支部

ご相談いただける内容 社内規定の制定・見直し、各種助成金、労働・社会保険、働き方改革対応等、人事・労務に関する経営課題

[相談時間] 第2・3・4水曜日 ①13:00 ②14:00 ③15:00

専門家相談会は、下記「昭和信用金庫サポートプラザ」で開催いたします！

申込方法

お近くの店舗、または昭和信用金庫(☎0120-872-315)にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
[予約受付時間] 平日 9:00 ~ 17:00 まで

相談料 無料

開催日 平日

時間 【完全予約制】 第2・3・4水曜日 13:00 ~ 15:00 (一回45分)

場所 シモキタフロント1階 昭和信用金庫 ATM コーナー隣 世田谷区北沢 2-24-5 (下北沢駅東口徒歩1分)

令和6年9月2日現在

【昭和信用金庫 店舗一覧】

本店 ☎(3422)6181	烏山支店 ☎(3300)1361	多摩川支店 ☎042(481)6211	つつじが丘支店 ☎042(482)0211
新宿支店 ☎(3342)3821	大橋支店 ☎(3469)0315	池の上支店 ☎(3422)3141	三鷹支店 ☎0422(47)3131
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101	明大前支店 ☎(3323)0511	下高井戸支店 ☎(3321)4155	東小金井支店 ☎042(384)1521
京橋支店 ☎(3552)4091	えびす支店 ☎(3444)4211	代田橋支店 ☎(3328)0151	桜上水支店 ☎(3329)3241
経堂支店 ☎(3420)4121	八幡山支店 ☎(3329)1021	上北沢支店 ☎(3302)8111	

北沢法人会広報誌第384号
ほうじん北沢 2-3月号
令和8年3月1日発行

発行所 公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122

発行人:飯野 光彦
広報委員長:高宮 英輝
編集委員:細井 眞一 菅原 靖

2026.3.01.2000